

## 杉並区区民意見の結果報告

### 「(仮称)杉並区減税基金条例案」等について

平成21年12月1日から12月31日までの間、「(仮称)杉並区減税基金条例案」等について意見募集を行った結果、123件の意見の提出がありました。提出方法別の件数は、以下の通りです。

提出方法	件数
文書	70
F A X	34
ホームページ等	19
その他	0
合計	123

お寄せいただいたご意見と区の考え方や反映等を下記のとおり、まとめましたのでご覧下さい。

意見の分類	意見の概要	件数	区の考え方及び政策等の反映状況
別添のとおり			

問い合わせ先

企画課企画調整担当  
電話03-3312-2111

# 「(仮称) 杉並区減税基金条例案」等に対する 区民等の意見提出手続の実施結果について

## 1 区民等の意見提出手続の実施状況

○平成21年12月1日(火)～12月31日(木)

## 2 公表方法

- 広報すぎなみ(2月1日号:概要版)
- 区公式ホームページ
- 文書による閲覧(政策経営部企画課、区政資料室、区民事務所・分室、駅前事務所、図書館)

## 3 意見提出実績

- 持参 5件
- 郵送 65件
- FAX 34件
- 電子掲示板・メール 19件

合計 123件

## 4 提出意見の概要とそれに対する区の考え方

- 別紙1「主な区民意見の概要と区の考え方」のとおり

## 5 「(仮称) 杉並区減税基金条例案」等の修正内容等

- 修正する項目とその内容 : 別紙2のとおり
- 修正後の条例案 : 別紙「議案第4号」のとおり
- 修正後の基本方針案及び基金管理方針案 : 別紙3及び別紙4のとおり

## 6 区民意見

- 別紙5「区民意見(全文)と区の考え方」のとおり

## 7 問い合わせ先

杉並区政策経営部企画課企画調整担当  
電話 03-3312-2111(代表)

## 主な区民意見の概要と区の方考え方

No.	区民意見の概要	区の方考え方
1	そもそも「設置の目的」が減税「等」とか軽減を図る「等」など「等」ばかり使っていて将来の拡大解釈が今から予想される曖昧さを相当含んだものになっている。	ご意見を踏まえ、基金の設置目的が明確になるよう、条例案を修正します。
2	新たな基金は、大規模災害時にも使えるとのことだが、災害時の基金は既に存在していると聞いている。災害時のための基金が2つあるのは混乱を招くので、新基金に一本化した方が良くはないか。	ご意見を踏まえ、小規模な災害については現行の財政調整基金で対応することとし、大規模災害については新たな基金で対応していきます。
3	税を備蓄するのは、万一の災害のためだけとすべきだが、災害の備蓄ではなく、蓄財というのは、自治体に許されることではない。	阪神・淡路大震災の際、当時、人口42万人だった西宮市は震災後5年間で復興関連経費に約3300億円を要したというデータが発表されています。このことから、現在25億円しかない災害対策基金は、人口54万人の杉並区の大規模災害時の備えとしては十分とは言えません。しかし、減税基金によって「財政のダム」を築けば、その弾力的な活用により、迅速かつ十分な復興を行うことができ、その後の財政悪化を防ぐことにもつながります。
4	基金の安全と効率的保管と運用と言うが、だれが保証できるのか。国債証券、地方債証券などの安全性、収益性の高いもので運用すると言うが、何を根拠としているのか。100%確実などというものはこの世に存在するとは思えない。	自治体は、地方自治法により条例で基金を設置することができ、基金は「確実かつ効率的に運用しなければならない」とされています。これに基づき、現在でも区は複数の基金を設置し、公共債等で運用を行っており、これまで損失を出したことはなく、19年度は約4億円、20年度は約5億円の運用益を上げています。 長期国債のみでは1.5%以上の利回りを確保できない場合も想定できますが、20年国債等の長期債券の比率を高めることや、同じ10年債でも国債より利回りの高い地方債等を購入することで1.5%以上の利回りを確保したいと考えています。
5	長期国債の利回り1.3%弱の現在、どのように計算すれば1.5%以上の利回りの確保が可能なのか不可解である。また、金融投資の管理は誰が実質おこなうのか。区民に余計なリスクを課す減税自治体構想に反対である。	なお、ご意見を踏まえ、基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うために、条例に基づいて専門的な知識を有する人材を基金管理監として登用するとともに、第三者機関として基金委員会を設置し、その意見を聞きながら安全かつ効率的な保管と運用に努めていきます。
6	国の借金は過去最高となり、返済の道筋がたっていない。次の世代にバトンタッチするときに、借金だけを残していいのか。今回の減税自治体構想を知り、未来への希望を感じた。将来の日本のために是非実現してほしい。	ご意見のとおり、減税自治体構想は、今後、少子高齢社会が進展する中で、次世代に「正の遺産」を残し、「低負担・高福祉」の地域社会の実現につながる政策であると考えています。
7	私は「みんなが未来に希望を持って、自立して生きていける、未来を夢見ることができる」そんな社会になってもらいたい。そのために、未来への財産を残す、次の世代へのお金の使い方を委ねる事ができる「減税自治体構想」には「希望や夢」を感じた。是非前向きに議論を進めてほしい。	

No.	区民意見の概要	区の方考え方
8	自治体として区民の減税に寄与することは、正に政治のあり方として当然の努力だと思う。東京都全体の構想になるよう、是非実現してほしい。	ご意見のとおり、区民の負担を下げて、区民サービスを高めることこそ、行政のめざすべき姿であると考えています。また、この構想が実現すれば、地方分権・地域主権の流れに一石を投じることにもなると考えています。
9	運用益頼みの減税構想には、危険が伴うだけでなく現実感が持てない。仮に経済発展を前提にするにしても、何十年も先のことは、誰も責任が持てない。こうしたことを自治体がやるべきではないと思う。	時代がどのように変化しようとも、今だけではなく、将来を見据えた財政運営を行うことは必要であり、減税自治体構想はそれを具体化する政策であると考えています。 構想の進捗状況については、定期的に減税シミュレーションを更新し、第三者機関として設置する基金委員会の意見を踏まえ、必要な調整を行っていきます。
10	基金の設置については賛成だが、設置して終わりではなく、より積極的に、どうやったら増えるのかを考え、また改善・終了の決断、行動を忘れずに継続してほしい。	基金の設置については賛成だが、設置して終わりではなく、より積極的に、どうやったら増えるのかを考え、また改善・終了の決断、行動を忘れずに継続してほしい。
11	杉並区の行政サービスはまだ不十分である。基金を積み立てるよりも、高齢者、とくに低所得層の住居の問題や介護を必要とする区民を対象とした特別養護老人ホームの増設など、行政サービスの拡充を求める区民の要望に先にこたえるべきである。	杉並区では過去10年間、平均して予算の1割以上を借金(区債)の返済と貯金(基金)の積立に充てながら、南北バス「すぎ丸」の運行、子育て応援券の導入などをはじめ、サービスの充実を図ってきました。その結果、杉並区の行政水準は、民間のシンクタンク等の調査結果からも明らかのように、大きく向上しています。
12	税金とは、国民全体の社会の「会費」だ。その会費を減らすことができるのなら、大変すばらしいことだと思う。また、恒久的に安定して減らすことができるのであれば理想ではないか。しかし、既存のサービスの低下や時代に沿った新サービスの提供ができなくなるようでは意味がないので、そのようなことがないように強く希望する。	区では、こうした実績から、借金完済の目途が立った中では、これまでと同様に行財政改革に努めていけば、今まで借金返済に充てていた分を積立に回しながら、その時々々の行政需要に応え、サービスの充実を図っていくことは可能だと考えています。
13	借金が無くなるうとしている中で、今まで返済に充てていた資金を将来に使うのは先を見据えた経営者としては当然ではないか。未来永劫発展する杉並区を目指すためには「未来に向けたビジョン」が必要だと思う。その1つが減税自治体構想だと思うので、是非実現させて欲しい。	
14	「10年後に区民税減税」には、反対。今が大変なのに10年後に減税してもらっても仕方がない。	現在の厳しい経済状況においても、区は、新たな区債を発行(借金)することなく予算編成を行うことができました。これも、区がこの10年来、サービスの充実をめぐる一方で、将来を見据えて行財政改革を推進し、その効果を計画的に区債の償還と財政調整基金(貯金)の積立に充ててきたからこそできることです。
15	その年の税金は今の区民サービスに使うべきだ。	
16	苦しい時だからこそ、将来を見据えた貯金をしておかないと、いつまでたっても負の連鎖から抜け出せないと思う。今こそ、使いきり型の予算に決別するときだと思う。	こうしたことから考えても、厳しい時こそ足元の今を固めるとともに、将来の大きな目標に向けてその一歩を踏み出すことが重要だと考えています。
17	「少し収入が増えたから消費を増やそう」では朝三暮四ではないか。是非将来を見据え、未来の杉並区のために減税自治体構想を実現させて欲しい。	

No.	区民意見の概要	区の考え方
18	区は財政健全化を実現したと言うが、これは景気回復の中で大都市に偏って生じた潤いによるところが大きく、現在及び今後の経済立て直しの中では期待できないと思う。	区税収入は、平成元年度からの10年間の平均が651億円だったのに対し、11年度から20年度までの平均が577億円と、むしろこの10年間の方が低くなっています。こうした中で、10年前に950億円近くあった区債残高を約5分の一に減らし、底をついていた財政調整基金を10倍以上に増やすことができたのは、ひとえに職員の1,000人削減などによる行財政改革の取組の成果によるものです。 こうした実績から、今後とも不断に行財政改革に努めていけば、その時々々の行政需要に応えながら一定額を積立に回していくことは可能であると考えています。
19	歳入の10%で国債等を買うとの構想だが、それだけの節約ができるなら、その分、即、減税に回すべきで、来年度から実施できるではないか。	区の財政は、景気の動向に大きく左右されます。従って、その年の状況に応じて単年度ごとに減税する方法では、ともすれば「可能であれば」の範囲にとどまってしまうばかりか、景気の動向によっては継続的・安定的な実施が難しくなります。これに対し、毎年一定額を積み立て強固な「財政のダム」を築けば、恒久的な減税が実現でき、減税規模の拡大や大規模災害時などへの迅速かつ十分な対応も可能になります。
20	現在の景気が悪いので、今すぐ減税すべきという意見が出るのも当然かと思う。ただし、長い目で考えれば、継続性・安定性があるのは、やはり10年積立方式である。将来の子や孫の世代で、減税を継続し拡大することを考えれば、10年間は決して長くないと思う。	また、10年後の減税を目指すこととしたのは、減税の規模と実施時期のバランスを考慮した結果、10年後からであれば、当初は減税額のすべてを基金の利子で賄うことは難しくても、その年の積立額を調整することにより、基金の元本を取り崩すことなく、特別区民税の10%減税が継続的に可能であるとともに、その後の減税規模の拡大も可能であるというシミュレーション結果に基づくものです。
21	減税は先ず自らの行政と議会改革から行うべきである。 予算の一部を積立できるなら、今の借金をその分返済すべきである。返済が長引くと金融機関が儲かり、癒着ではないか。	減税自治体構想は、区がこの間の行財政改革の取り組みにより、財政の大幅な健全化を図ることができたことを受け、財政健全化後の新たな目標として掲げたものです。区では、あと数年で借金(区債)が完済できる見込みであり、借金完済後は、当初予算の1割を目途に積立を行っていく考えですが、借金がある間は、借金の償還額等を除いた額を積み立てるという考え方です。
22	家計でも会社でも、厳しい時ほど、将来への備えをしておくのが普通感覚だと思う。とはいえ、積立額はあまりガチガチに考えずに、目標はしっかり持ちながらも柔軟にやっていく姿勢が必要だと思う。	毎年度の積立額については、基本方針案に示しているとおり、当初予算では一定額を積み立て、その後、行財政改革の効果額等を補正予算で積み増し、最終的に一般会計当初予算の1割を目指しています。また、経済事情の変動等により財源が著しく不足するときには、これを勘案して積立額を決定することとしており、目標は明確にしながらも、硬直的にならない仕組みとなっています。 この考え方に基づき、平成22年度の当初予算案では、10億円の積立を考えています。

No.	区民意見の概要	区の考え方
23	特別区民税の10%減税は、確かに高額所得者にとっては魅力的である。しかし、年金生活者など収入が限られている者にとっては、どのぐらい実感がわくのか疑問である。	個人住民税所得割の税率は、平成19年度から比例税率(都民税4%、特別区民税6%)に変更されていることから、減税についても定率で行うことが基本であると考えます。 定率減税を行えば、減税額は高額所得者ほど大きくなりますが、それによって高額所得者層をはじめとして一定程度人口が増加し、減税しても税収が増えることが期待できます。その結果、減税規模の拡大や低所得者層に対する福祉の充実を図ることもできると考えています。 なお、減税を実施するためには、特別区税条例の改正が必要です。従って、実施の際には、改めて区民の皆さんの意見を伺い決定します。
24	住民税の減税は金持ち優遇だという意見を聞くが、全国に先駆けて杉並区が行えば高額所得者が増え、街に活気が出て、資産価値も上がり既存の区民にとっても非常にメリットがあると思う。	この構想は高額所得者にとっては魅力的であり、杉並区への転入希望が増加し(ブランド力の強化→地価の上昇)、税収も増え、「低負担・高福祉」の可能性もあるが、一方で転入希望者が増えれば増えるほど、杉並区における土地の需要も増え、地価の上昇→固定資産税の増加と言うデメリットがある。
25	残り任期の少ない区長が、長い将来について重大な計画を立てることに疑問である。	減税自治体構想は、現区長が行財政改革を推進し、財政再建を果たしてきた経験から、これからの自治体の財政運営には、景気の動向に左右されない強固な「財政のダム」を築き、ひいては恒久的な減税をめざすことが必要であるという考え方に基づくものです。今回の新たな基金の設置は、そのための仕組みをつくり、スタートを切るというものです。 減税の実施時期や規模は、条例に基づき区長が基本方針で定めることとし、その時の区長が必要と認めれば修正することができる仕組みとしています。また、毎年度の積立額は、その年度の予算審議を経て決まります。 この構想を継承し、減税自治体を実現していくためには、何よりも区民の皆さんの理解と協力が不可欠です。そのために区は、基金の状況や区の取組について、区議会に報告するとともに、広く区民の皆さんに周知していきます。
26	構想には基本的には賛成だが、区長が交代した後も継続できるのか心配である。区長が誰であろうとも杉並区の政策として実施してほしい。	10年後の減税では、減税前に区外に転出する人は減税の恩恵に与ることができない一方で、減税後に区に転入する人はいきなり恩恵に与ることになり、住民間の不公平を生むのではないかと懸念しています。
27	10年後の減税では、減税前に区外に転出する人は減税の恩恵に与ることができない一方で、減税後に区に転入する人はいきなり恩恵に与ることになり、住民間の不公平を生むのではないかと懸念しています。	住民税は、地域社会の費用を担税力に応じて広く分かち合うという性格を持っており、もとより個々の住民の受ける行政サービスは納税額に比例するものではありません。また、転出すれば、転出先の自治体がそれまでの住民税によって整備した施設などのサービスを直ちに受けることができ一方で、過去の借金の返済についても負担することになります。 こうした個人住民税の性格から考えて、10年後の住民税の減税のために積立を行うことが住民間の不公平を招くという考え方は適切ではないと考えています。

No.	区民意見の概要	区の考え方
29	10年後減税とは、10年間納税したお金が使われないのだから、10年間増税と同じ意味をもつ。	積立金は、将来、減税という形で還元されるものであり、一定の時間軸の中で捉えれば、負担と受益の関係は保たれていると考えています。
30	行政サービスに使わないと決めた税金を納める義務がなぜあるのか、さっぱりわかりません。実質増税であり、減税という構想と矛盾していると思う。	なお、基金の運用については、安全性を確保するため、国債証券、地方債証券、政府保証債権などの公共債等で行い、元本の確実な保全を図ります。その上で、専門的な知識を有する人材を基金管理監として登用し、運用の収益性も求めていく考えです。さらに、第三者機関として基金委員会を設置し、基金の運用や処分について意見をいただ
31	税金の用途は、本来、負担と受益の関係が明確でなければならぬので、自分の支払った税金の行方をしっかり見届けたいと考えている。それが、10年、あるいはそれ以上の期間、自分とかわりがない状態に置かれるというのは、承認しかねる。	いていきます。基金の運用状況については、毎年度、資料を作成し、公表します。
32	従来の地方財政論のどこに問題があるのか、明確にしていない。批判しているのは、予算の使い切り体質だけである。	これまでの単年度主義の「使い切り予算」が、景気が良くなって税収が増えるとそれに応じて歳出を増やし、景気が悪化し税収が下がると拡大したサービスを維持するために借金をするという弊害を招いている側面があることは、バブル経済崩壊後
33	「単年度主義の予算使い切り・ムダ」論は見当違いの「暴論」であると思う。	に多くの自治体が財政難に陥ったことから明らかだと考えています。
34	構想の意義として、単年度主義の「使い切り予算」への挑戦を挙げているが、職員に「公僕」という認識があれば無駄遣いはできないはずであり、翌年度に繰り越すための何らかの制度を考えればよいことである。	これまでも予算が余ったら積み立てるということは行ってきましたが、それでは歳入に合わせて歳出が拡大するという可能性を完全に排除することはできないと考えています。
35	一定額を減税するという大前提にたてば、単年度の帳尻あわせの行財政運営ではなく、長期の展望に立った、まさに自治体経営になることは、疑いがないと思う。	これに対し、予算の一定額を減税のために積み立てるという財政運営を行えば、必然的に行財政改革の推進が求められるため、無駄が排除され、財政規律の保持につながるものと考えています。
36	結果的に将来、特別区債の利払いにあえぐ事と比較すると積立金の運用益を着実に利用するほうが、差し引き大変得だと思う。制限をかけないとなかなか節約できないのは、家計も官も同じだということに同感である。	
37	将来に対し、また緊急時の為にも平素の積み重ねが大事と考え、減税基金に対し概ね賛成する。ただし、1.5%の金利で、10年後に10%の恒久減税が可能か再度綿密に出し、そのうえで運用内容(リスクも含む)を公開してほしい。	今後とも、構想が当初の計画どおりに進んでいるのかどうか、定期的に減税シミュレーションを更新し、第三者機関として設置する基金委員会の意見も踏まえ、必要な調整を行なっていきます。
		また、基金の運用状況については、毎年度、資料を作成し、公表していきます。

No.	区民意見の概要	区の考え方
38	<p>将来を見据えて景気後退や経済の変動に動かされることの無い強固な財政基盤を目指す点では賛成であるが、無税に対する懸念がある。少額でも一定額を徴収することがあっても良いのではないか。</p>	<p>減税自治体構想は、10年後の10%減税を当初の目標とし、基金残高の推移を踏まえ、規模の拡大を目指していくという考えです。無税は理論上、この構想の延長線上にありますが、当分先のことであり、その是非については改めて議論が必要なことであると考えています。</p>
39	<p>(仮称)杉並区減税基金の設置は、まだ議会の審議も経てなく、決定ではないのに、広報すぎなみ12月1日号には、あたかも決まったかのような書き方がされている。許せない。</p>	<p>広報すぎなみ12月1日号では、区民の皆さんからのご意見をいただくために、構想の実現に向けた区の考えを案として掲載したものです。今回いただいた意見も踏まえ条例案を策定し、第1回区議会定例会に、平成22年度予算案と合わせて提案します。</p>
40	<p>あらゆるところに配ったパンフ、町会長などを集めた会合ほかチラシなど、全く一方的な区行政の視点からの主張ばかり並べ、よく理解できていない区民にあたかも正しいことのように刷り込みをしているのは許せない。</p>	<p>減税自治体構想のPR用パンフレットについては、これまで区に寄せられた構想に対する賛否両論を掲載しており、一方的な区の主張だけを並べたものではありません。</p>
41	<p>基本方針案のポイント①で、平成32年から減税するとはっきり言わずに、10年「経過後」と言っているのは10年以上先のいつかわからないと言っているのと同じである。ポイント②で、減税の規模を、10%と言い切らずに、10%「相当」と言い、「当初の」目標と言って、変更の逃げ口を今から作っている。また、全世帯一律10%減税なのか、何か所得制限はつけるのかなど減税方法が不明確である。</p>	<p>基本方針の中で、減税の実施時期を「積立開始から10年経過後から」としているのは、積立の根拠となる基金条例及び平成22年度の予算が成立していないためです。条例と予算が議会で議決されれば、平成22年度から積立を開始し、10年後の平成32年度からの恒久的減税を目指す考えです。</p> <p>また、減税規模の目標を「10%相当額」としているのは、減税の具体的な方法について、現時点では定率減税を想定していますが、最終的には減税を実施する時点で決定すべきことであるためであり、また、それを「当初の目標」としているのは、その後、減税規模の拡大を考えているためです。</p>

「(仮称)杉並区減税基金条例案」等の修正内容

1 (仮称)杉並区減税基金条例案の概要

項目	修正前	修正(修正箇所は下線部)	修正理由
<b>(1)区民意見による修正</b>			
1 設置の目的	特別区民税の恒久的な減税等に必要な財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図る等のため(仮称)杉並区減税基金を設置します。	特別区民税の恒久的な減税に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、 <u>大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため</u> 、杉並区減税基金を設置します。	設置の目的には「等」が多く、将来の拡大解釈を懸念するという意見を踏まえ、設置目的をより明確にするため。 災害時のための基金が2つあるのは混乱を招くという意見を踏まえ、災害対策基金は廃止し、小規模災害については財政調整基金で対応し、大規模災害については新たな基金で対応することに伴い、設置目的を明確にするため。
10 基金管理監の設置		<u>基金の管理及び処分に係る技術的な支援及び助言を行う(仮称)杉並区基金管理監を設置します。</u> <u>(仮称)杉並区基金管理監は、非常勤とし、金融業務に関する実務経験を有する人材とします。</u>	基金の管理や運用に対する不安を指摘する意見を踏まえ、基本方針案に基づき設置することとしていた(仮称)基金管理監の設置根拠を条例に明確に位置づけるとともに、(仮称)基金管理監の職務や身分をより明確にするため。
<b>(2)その他の修正</b>			
その他(表記の修正)	(仮称)杉並区減税基金管理委員会	(仮称)杉並区減税基金委員会	(仮称)杉並区基金管理監との混同を避けるため。

## 2 基本方針案の概要

項目	修正前	修正(修正力所は下線部)	修正理由
<b>(1)区民意見による修正</b>			
修正無し			
<b>(2)その他の修正</b>			
4 (仮称)基金管理監の設置	<p>基金の的確な管理・運用を行うため、専門的な知識を有する人材を(仮称)基金管理監として登用します。</p> <p>(仮称)基金管理監には、他の基金の管理・運用についても助言を受けることとします。</p>	< 削除 >	(仮称)基金管理監の設置根拠を条例に変更するため。

## 3 基金管理方針案の概要

項目	修正前	修正(修正力所は下線部)	修正理由
<b>(1)区民意見による修正</b>			
修正無し			
<b>(2)その他の修正</b>			
4 運用計画の策定	<p>毎年度の基金の運用については、(仮称)杉並区減税基金管理委員会に諮問し、基金運用計画を策定します。</p> <p>基金運用計画の案の策定及び基金の運用にあたっては、(仮称)基金管理監の支援・助言を受け行います。</p>	<p>毎年度の基金の運用については、(仮称)杉並区減税基金委員会に諮問し、基金運用計画を策定します。</p> <p>基金運用計画の案の策定及び基金の運用にあたっては、(仮称)杉並区基金管理監の支援・助言を受け行います。</p>	条例の表記等を変更することに伴う修正。

## 杉並区特別区民税の恒久的減税の基本方針（案）

杉並区減税基金条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）を計画的に実施するための基本的な方針を策定する。

### 1 恒久的減税の実施時期

恒久的減税の実施時期は、積立開始から 10 年経過後からの恒久的減税を目指すものとする。

### 2 恒久的減税の規模

恒久的減税の規模は、特別区民税の 10%相当額を当初の目標とし、基金の残高の推移を踏まえ、規模の拡大を目指すものとする。

### 3 基金の積立ての方針

- (1) 毎年度の基金積立額は、当初予算で一定額を積み立て、その後、行財政改革の効果額等を当該年度の補正予算で積み増すことにより、最終的に一般会計当初予算額の 1 割を目途とする。ただし、公債費（特別区債の元金償還額及び利子支払額）、財政調整基金の繰入金がある場合は、一般会計当初予算額の 1 割の額からその合計額を除く額を目途とする。
- (2) (1)にかかわらず、大規模な災害、経済事情の変動等により財源が著しく不足するときは、これを勘案して毎年度の積立額を決定するものとする。

## 杉並区減税基金管理方針（案）

杉並区減税基金条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、以下のとおり杉並区減税基金（以下「基金」という。）を确实かつ効率的に管理するための方針（以下「基金管理方針」という。）を策定する。

### 1 基金管理方針の目的

基金の管理の基本原則及び管理方法を本方針に基づき定めることにより、安全かつ効率的に保管・運用することを目的とする。

### 2 基金の管理の基本原則

- (1) 基金は、元本を確実に保全し「安全性」を確保するとともに、運用の収益性に配慮し「効率性」の確保に努めなければならない。
- (2) 基金は、国債証券、地方債証券、政府保証証券など安全性や収益性の高い公共債等で運用を行うこととする。

### 3 基金の運用の目標

基金の運用の目標は、長期国債証券（10 年）の利回り以上を目指すこととする。

### 4 基金の運用の計画の策定

- (1) 毎年度の基金の運用については、杉並区減税基金委員会に諮問し、基金運用計画を策定するものとする。
- (2) 基金運用計画の案の策定及び基金の運用にあたっては、杉並区基金管理監の支援・助言を受け行うものとする。

### 5 基金管理状況の公表

基金管理状況については、毎年度、その運用計画と実績を区民に公表するものとする。

議案第四号

杉並区減税基金条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月十二日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区減税基金条例

(設置)

第一条 特別区民税の恒久的な減税（以下「恒久的減税」という。）に必要な財源及び大規模な災害により生じた経費等の財源を確保することにより、区民の負担の軽減を図るとともに、大規模な災害等の緊急時に迅速かつ適切な対策を講ずるため、杉並区減税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基本方針)

第二条 区長は、恒久的減税を計画的に実施するための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定するものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 恒久的減税の実施時期
- 二 恒久的減税の規模
- 三 基金の積立ての方針
- 四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基本方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(積立額)

第三条 毎年度基金として積み立てる額は、基本方針に基づき、当該年度の予算で定める。

(基金管理方針)

第四条 区長は、基金を確実かつ効率的に管理するための方針(以下「基金管理方針」という。)を策定するものとする。

2 基金管理方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 基金の管理の基本原則

二 基金の運用の目標

三 基金の運用の計画の策定に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴かなければならない。

4 区長は、基金管理方針を策定し、又はこれを変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(管理)

第五条 基金に属する現金は、基金管理方針に基づき、金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

らない。

(運用益金の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、恒久的減税に伴う当該年度の減収を補てんするための経費の財源に充てるものとする。ただし、区長が特に必要と認めるときは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

2 前項の規定にかかわらず、同項の収益の額が同項の経費の額を超えるときは、当該超える額に相当する額を、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。  
(繰替運用)

第七条 区長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用状況の公表)

第八条 区長は、毎年度、基金の運用状況に関する資料を作成し、公表しなければならない。

(処分)

第九条 基金は、大規模な災害により生じた経費又は大規模な災害、経済事情の著しい変動等により生じた減収を補てんするための経費の財源に充てる場合に限り、あらかじめ杉並区減税基金委員会の意見を聴いた上で、その全部又は一部を処分することができる。  
(委員会の設置)

第十条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、区長の附属機関として、杉並

区減税基金委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、基金の管理及び処分に関する事項について調査審議し、答申する。

3 委員会は、基金の管理及び処分に関する事項について、区長に意見を述べることができる。

（委員会の組織）

第十一条 委員会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員五人以内をもって組織する。

一 区民 二人以内

二 学識経験者 一人

三 金融業務に関する実務経験を有する者 二人以内

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができない。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。

（委員会の会長）

第十二条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第十三条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があつたときは、非公開とすることができる。

(基金管理監)

第十四条 基金の管理及び処分を適正かつ効果的に行うため、杉並区基金管理監（以下「管理監」という。）を置く。

- 2 管理監は、基金の管理及び処分に係る技術的な支援及び助言を行う。

- 3 管理監は、金融業務に関する実務経験を有する者のうちから、区長が委嘱する。

- 4 管理監の任期は、三年とし、再任を妨げない。

- 5 管理監は、非常勤とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

- 2 杉並区災害対策基金条例（昭和三十九年杉並区条例第八号）は、廃止する。

- 3 この条例の施行の際、現に存する基本方針は第二条第一項の規定により策定したものと、現に存する基金管理方針は第四条第一項の規定により策定したものと、それぞれみなす。

4 第六条第一項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益は、第二条第二項第一号に規定する恒久的減税の実施時期までは、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

5 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区まちづくり景観審議会

日額 一二、〇〇〇円

を

杉並区まちづくり景観審議会	日額 一二、〇〇〇円
杉並区減税基金委員会	日額 一二、〇〇〇円

に改める。

（提案理由）

減税基金を設置する等の必要がある。